

(介護保険)訪問看護利用料について

介護保険による訪問看護をご利用の際の負担金は、要介護度に関係なく法定利用料金の範囲内で定める料金です。料金は、下表のとおりです。

サービス利用料は、1月の総単位数に10.21を乗じた金額が利用料金となり、《利用料金＝[(諸低単位数×1ヶ月の利用回数)+(1月の加算単位)]×10.21円》その1割または2割(介護保険負担割合証に基づく)がご利用負担となります。

*尚、介護保険の適応のない場合や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額自己負担となります。
(地域区分7級地 1単位 10.21円)

所要時間	単位数	サービス内容
30分未満	<input type="checkbox"/> 要介護 471 単位/回 <input type="checkbox"/> 要支援 451 単位/回	病状の管理、褥瘡・カテーテル処置 清拭・清潔の保持 日常生活の世話 療養生活などの指導
30分以上 60分未満	<input type="checkbox"/> 要介護 823 単位/回 <input type="checkbox"/> 要支援 794 単位/回	
60分以上 90分未満	<input type="checkbox"/> 要介護 1,128 単位/回 <input type="checkbox"/> 要支援 1,090 単位/回	
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う場合	<input type="checkbox"/> 要介護 294 単位/回 <input type="checkbox"/> 要支援 284 単位/回	日常生活上で必要な機能訓練・動作などの指導及び必要な援助

定期巡回型・随時対応サービス事業所との連携する場合は、2,961 単位/月(定額)ですが、月の途中から訪問看護を利用した場合、また、月の途中で利用を終了した場合等は日割りで計算になります。

【各種加算】

(新設)初回加算Ⅰ	350単位(月1回)	新規に訪問看護計画書を作成し、退院(退所)日当日に初めて訪問看護を提供した月に算定
初回加算Ⅱ	300 単位(月1回)	新規に訪問看護計画書を作成し、退院(退所)日の翌日以降に初回の訪問看護を提供した月に算定
退院時共同指導加算	600 単位/回	病院・診療所・老人保健施設などの入院・入所中の方に対して、主治医と連携して在宅生活にむけて退院時共同指導を行った後初回の訪問看護を行った日に算定 *ただし、初回加算を算定する場合は算定しません
看護体制強化加算Ⅰ	550 単位/月	前6月間で、緊急時訪問看護加算が50%以上、特別管理加算が20%以上、前12月間で、ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上
看護体制強化加算Ⅱ	200 単位/月	前6月間で、緊急時訪問看護加算が50%以上、特別管理加算が20%以上、前12月間で、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上

複数名訪問看護加算 I	30 分未満 254 単位/回 30 分以上 402 単位/回	同時に 2 人の看護師が 1 人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合に算定
複数名訪問看護加算 II	30 分未満 201 単位/回 30 分以上 317 単位/回	同時に看護師等と看護助手が 1 人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合に算定
ターミナルケア加算	2,500 単位(逝去月)	死亡日及び死亡日前 14 間以内に 2 日以上 of ターミナルケアを行った場合に算定。
(新設)緊急時訪問看護加算 (I) *24 時間対応体制	600 単位(月 1 回)	利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行う 緊急訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備がおこなわれていること
緊急時訪問看護加算 (II) *24 時間対応体制	574 単位(月 1 回)	利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行う
夜間又は早朝加算	所定単位数の 25/100加算	夜間訪問:午後 6 時～午後 10 時 早朝訪問:午前 6 時～午前 8 時
深夜加算	所定単位の 50/100 加算	深夜加算:午後 10 時～午前 6 時
特別管理加算 I	500 単位(月 1 回)	気管カニューレや留置カテーテルを使用している状態等
特別管理加算 II	250 単位(月 1 回)	在宅酸素、人工肛門、真皮を超える褥瘡の状態等
サービス提供体制強化加算 I	6 単位/回	勤務年数が 7 年以上の職員を 30%以上配置している場合等に加算
サービス提供体制強化加算 II	3単位/回	勤務年数が、3 年以上の職員を 30%以上配置している場合に加算
(新設)口腔連携強化加算	50 単位/月	歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から歯科専門職の連携の下、口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供した場合に加算

主治医の指示及び利用者の病状、介護支援専門員の計画に基づいてサービス内容に変更が生じる場合もあります。

交通費

通常のサービス提供区域外の地域についてのみ、所定の交通費が別途必要となります。

令和 6 年 6 月 1 日改訂